

令和 5 年度第 6 回

南国市農業委員会議事録

令和 5 年 9 月 8 日（金）

令和5年度第6回農業委員会議事録

日 時 令和5年9月8日（金） 午後1時30分～午後2時45分

場 所 南国市地域交流センターMIARE！1階ホール

議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請の件
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請の件
- (4) 南国市農用地利用集積計画の件
- (5) 農地法第3条の規定による許可申請の件農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
第11項の規定に基づく要請の件

議案外

- (1) 農地法第3条の3の規定による届け出の件
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (3) 使用貸借の合意解約通知の件
- (4) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件
- (5) 非農地証明願いの件
- (6) 農地法第5条届出取り消し願いの件
- (7) 農地法第3条許可取り消し願いの件

出席者（農業委員 12名）

会長 瀧田 好典

第二副会長 鈴木 郁馬

1番 金田 善充

2番 山本 修平

5番 高芝 澄生

6番 末政 隆一

8番 武市 忠雄

12番 松岡 清

15番 山本 桂

16番 平田 修三

18番 田岡 崇

19番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 7名）

第一副会長 池 正人

4番 杉本 和繁

7番 楠瀬 理枝

11番 植野 永子

13番 今井 まち

14番 窪田 理佳

17番 垣内 育男

出席者（農地利用最適化推進委員 13名）

1番 西本 良平

2番 齋藤 喜美子

3番 門田 俊一

4番 笥 和幸

5番 和泉 依

6番 門田 理博

7番 利岡 邦彦

9番 武市 憲雄

10番 北原 章吾

11番 山北 泰司

12番 北村 一弘

13番 武内 俊暁

14番 中村 和雅

欠席者（農地利用最適化推進委員 4名）

8番 西岡 祐三

15番 岡田 廣志

16番 橋詰 昌明

17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

6番 末政 隆一

7番 武市 忠雄

会長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和5年9月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数9件、申請受理面積、田 1,730.14 m²、畑 4,755.91 m²、計 6,486.05 m²。事務局説明をお願いいたします。
清岡次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。まず始めに議案書6ページにあります受付番号58号と59号の2件が取下げとなりました。取下げ理由は58号の譲受人の所有地が全部耕作要件に抵触しており、是正対応がなされなかったためですが、59号と交換になっている案件でしたので、2件まとめて取下げの申出がありました。よって、この2件分を減じる変更をさせていただきます。議案書4ページに戻しまして、受理件数7件に変更、受理面積の畑を 3567.91 m²、計を 5298.05 m²に変更をお願いいたします。 それでは議案書5ページをご覧ください。受付番号51号です。譲受人は92歳。申請地は、岡豊町八幡の畑2筆で、157.91 m²、売買による所有権移転で、譲渡人は農業廃止をします。譲渡人から売買の話があり、自作地に隣接しており耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されており、農作業歴は70年です。機械は耕うん機などを所有しており、農作業には本人が従事します。取得後は小菊やサツマイモなどの野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。51号については以上です。 受付番号52号です。譲受人は43歳。申請地は、物部の田3筆で、計 1085.84 m²、売買による所有権移転です。譲渡人から売買の話があり、規模拡大するため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は草刈り機などを所有しており、その他必要な機械は、農家をしている実家から借ります。農作業には本人と夫と母が従事します。取得後はショウガを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。52号については以上です。 受付番号53号です。譲受人は44歳。申請地は、十市の畑3筆で、計 1,293 m²、売買による所有権移転です。譲受人は、自身が役員を務める法人にて、県外で農作業の経験があり、本市において規模拡大するために取得します。譲受人に経営農地はありません。譲受人は、トラクターを購入予定で、農作業歴は4年です。農作業には本人が従事します。取得後は、ニンニクを栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。53号については以上です。 受付番号54号です。譲受人は76歳。申請地は、稻生の田2筆で、計 128.30 m²、売買による所有権移転です。譲渡人から売買の話があり、自作地に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人

会長	はトラクターなどを所有しており、農作業歴は45年です。農作業には本人と妻が従事します。取得後は玉ネギを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。54号については以上です。 議案書6ページ、受付番号55号です。譲受人は71歳。申請地は、大埴の畑1,471㎡で、売買による所有権移転です。譲渡人から売買の話があり、自作地に隣接しており耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は22年です。農作業には本人が従事します。取得後は土佐あまとうを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。55号については以上です。 受付番号56号です。譲受人は85歳。申請地は、三畠の田516㎡で、贈与による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するもので、以前から申請地の管理を依頼されて耕作しています。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しておりますが、コンバインは持っていないので、刈取りは作業委託しています。農作業歴は60年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。56号は以上です。 受付番号57号です。譲受人は38歳。申請地は、十市の畑646㎡で、贈与による所有権移転です。譲受人は今回が初めての農地取得となりますが、以前から申請地を借りて耕作しており、トラクターなどを所有、農作業歴は5年です。農作業には本人が従事しています。申請地は取得後もこれまで同様にシシトウを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。57号については以上です。なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく願います。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号です。農地法第4条権利移動許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年9月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数1件。申請受理面積、田52.00㎡、畑0㎡、計52.00㎡。事務局説明をお願いします。
-----------	---

穂積主事	はい。4条の受付番号8号と5条の受付番号31号から39号は関連する案件ですので、まとめて説明いたします。4条は議案書8ページ、5条は議案書10ページの31号から39号まで、別紙位置図は2ページです。いずれの案件も違法転用の是正申請となっており、用途は4条が墓地への進入路、5条が墓地となっております。申請地は稲生の田で面積は議案書の通りです。申請地の農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他2種農地であるため立地基準を満たすものと考えます。別紙4ページをご覧ください。現地は写真の通り墓地と通路に既に転用されています。これについて、譲渡人と墓地に転用を行った譲受人から始末書の提出があり、5ページから14ページに載せてありますので確認をお願いします。続けて土地利用計画図の説明に移ります。別紙3ページをお願いします。図の黄色分が4条の申請地の通路部分、番号の書かれてある四角の部分が5条の申請地で墓地となっております。造成計画については、4条の部分が10cmから20cm嵩上げ及び5cmから30cm切り下げ、整地計画については、コンクリート舗装、進入計画は西側農道から、排水計画については隣接する申請人所有農地に排水する計画です。5条の部分については、造成計画は10cmから15cm切土、整地計画については、コンクリート舗装の上に、玉砂利敷及び石板敷き進入計画については4条の申請地である通路から、排水計画については隣接する申請人所有農地に排水する計画となっております。周囲の状況については、申請人所有地及び赤線となっており、本転用で周辺営農に支障はないと判断しております。他法令については墓地埋葬法の手続き中で許可見込み有と確認しています。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、許可相当であるとの意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年9月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数16件。申請受理面積、田2358.16㎡、畑1,838.00㎡、他855㎡、計5,051.16㎡。まず初めに受付番号41号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限により田岡委員退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。

穂積主事	受付番号 41 号です。議案書は 13 ページ、別紙は 25 ページです。申請地は岡豊町定林寺の田 995 m²のうち 541.53 m²、貸借権の設定により駐車場、資材置場への一時転用です。申請人は建設業を営む法人です。この度高速道路の耐震工事を請け負い、従業員の駐車場、残土等の資材を保管するため、現場の近くである申請地を選定しております。申請地の農地区分については、いずれの農地区分にも属さないその他 2 種農地に該当するため立地基準を満たすものと考えます。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙 26 ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、前面道路の高さまでレベルを揃えます。整地計画については碎石敷き。進入計画については申請地南東角に設ける進入口から。排水計画については前面自然浸透です。周囲の状況については、東側道路、西側幅 3 メートルの水路を挟み田、南側宅地、北側申請人所有農地となっております。西側の農地について被害防除計画の提出がありますので、別紙 27 ページをお願いします。申請地に建築物等を設置することはなく、日照通風に問題はない、申請地と対象地の間に 2.7 m の水路があり排水についても問題ないとのことで提出があり、現地確認でも周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については開発許可不要と確認しております。受付番号 41 号の説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
穂積主事	残りの案件の説明の前に議案書の修正があります。まず議案書 10 ページの受付番号 30 号は取り下げとなりました。次に議案書 12 ページの受付番号 40 号ですが、現在十市地区は地籍調査を行っており、申請後に地積調査が完了し、面積の変更や合筆がありましたので、別紙の通り修正をお願いします。 それでは説明に移ります。受付番号 29 号です。議案書は 10 ページ、別紙は 15 ページです。申請地は立田の田 864 m²、所有権の移転により太陽光発電施設への転用です。申請地の選定理由は非耕作地であり、日当たりが良いためです。立地基準については立田駅から概ね 300 m 以内にある農地であるため第 3 種農地に該当し立地基準を満たします。続いて土地利用計画図の説明に移ります。別紙 15 ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画について特に嵩上げ等はなし、整地計画については平らになるよう整地

し土のまま利用します。進入計画については南側道路から。排水計画については自然浸透で、オーバーフロー分の排水について地元土木員を協議済みで問題ない旨を確認しています。また、パネル下の草は随時申請人が行くと確認しております。周囲の状況については、東側田、西側田、南側公道、北側宅地となっており、東西の農地についての被害防除計画書の提出があります。別紙16ページに載せてありますのでご一読お願いします。なお、現地確認でも被害防除計画に差し支えなく、担当委員より周辺営農に支障はないと意見をいただいております。他法令については開発許可不要と確認しております。29号は以上です。

受付番号40号です。議案書12ページ、別紙22ページです。申請地は十市の田、9筆計2,193㎡。賃借権を設定して、砂利採取を行うものです。転用期間は許可日から1年間です。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地及び第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号に該当する一時転用であるため、例外的に立地基準を満たします。つづいて土地利用計画については別紙23ページをお願いします。配置は図の通りで、申請地から2メートルの幅を取り採取する計画です。2m幅の部分にはメッシュシートを張り、進入防止対策を行います。造成計画については、掘削した表土を申請地内で分散して保管。採取後は採取前の高さと同じになるよう埋め戻しをする計画です。進入計画については、申請地北西側の南国市所有の土地から隣接する農地を経由して進入する計画で、南国市所有地を通行することについて、南国市財政課に問題ない旨を確認、隣接する農地を通行することについて、隣接農地所有者から通行承諾を得ております。排水計画については地下浸透です。周囲の状況については、北側墓地及び山林、南側海岸、東側及び西側同意のある農地となっており、周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については砂利採取法の許可見込み有と確認しております。40号は以上です。

受付番号42号です。議案書14ページ、別紙30ページです。申請地は岡豊町小蓮の田227㎡、使用賃借権の設定により分家住宅への転用です。申請地の選定理由は長年耕作放棄地であったことと、近くに住む家族との相互扶助の為です。申請地の農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当し、立地基準を満たします。土地利用計画図については、別紙31ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、申請地全体を最大60cm嵩上げ、整地計画については、スロープ部分はコンクリート敷き、他は碎石敷き、進入計画は北側県道から、排水計画は汚水は浄化槽を経由し北側県道側溝に排水、雨水は集水桝を経由し北側県道側溝に排水する計画で、県の排水同意を取得済み、地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周囲の状況については東側宅地、西側申請人所有地、南側宅地、北側市道となっており、現地確認でも周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については開発許可見込みあり、排水

会長	管設置に伴う道路占用許可取得済み、県道から入り口を設置するための道路工事許可を取得済みです。受付番号４２号の説明は以上です。 受付番号４３号です。議案書１４ページ、別紙３２ページです。申請地は領石の登記田、現況畑の３１０㎡、使用貸借権の設定により資材置場及び駐車場への転用です。申請地の選定理由は長年耕作放棄地であった為です。申請地の農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他２種農地に該当し、立地基準を満たします。土地利用計画図については、別紙３３ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、特になし、整地計画については、土を均して碎石敷き、進入計画は隣接する譲渡人所有地から、排水計画は基本的に地下浸透ですが、オーバーフロー時は譲渡人の所有する私設水路に排水する計画となっております。周囲の状況については東側原野、西側宅地、南側宅地、北側申請人所有地となっており、周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については開発許可不要と確認しています。受付番号４３号の説明は以上です。 受付番号４４号です。議案書３４ページ、別紙３５ページです。申請地は岡豊町中島の田３３７㎡、使用貸借権の設定により分家住宅への転用です。申請地の選定理由は子の成長に伴い現住居が手狭になってきたことと、近くに住む家族との相互扶助の為です。申請地の農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他２種農地に該当し、立地基準を満たします。土地利用計画図については、別紙３５ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、申請地全体を約７０㎝嵩上げ、整地計画については、玄関へのアプローチ部分はコンクリート敷き、他は碎石敷き、進入計画は東側県道から、排水計画については、汚水は浄化槽を経由し西側既設水路に排水、雨水は集水桝を経由し西側既設水路に排水する計画で、市の排水同意を手続き中で地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周囲の状況については東側宅地、西側宅地、南側申請人所有地、北側宅地となっており、周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については開発許可見込みありと確認しております。受付番号４４号の説明は以上です。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第４号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和５年９月８日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。初め
-----------	--

清岡次長	に、受付番号 93 号は高芝委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (高芝委員 退室) 事務局説明をお願いします。 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。議案書は 18 ページになります。93 号です。借人は、72 歳。申請地は、久礼田の田で、10 年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり米 60 kg を物納するというものです。以上、ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
清岡次長	はい。そのように取扱いをいたします。事務局、残りの案件をお願いします。 議案書 16 ページに戻っていただきまして、農地中間管理事業の一括方式になります。90 号と 91 号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は 39 歳。申請地は、小籠の田で、10 年の賃貸借権を設定して、野菜または水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を振込するというものです。 92 号です。借人は、68 歳。申請地は、西山の田で、2 年 5 ヶ月の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。農地中間管理事業については以上です。 94 号、95 号です。借人が同じため、まとめて説明します。借人は 45 歳。申請地は、金地と立田の田で、5 年または 3 年の賃貸借権を設定、更新して、水稻を作るというものです。賃料は、94 号が 10 a あたり米 30 kg を、95 号が 1 筆で米 180 kg を物納するというものです。 次に、議案書 19 ページ、96 号です。借人は、84 歳。申請地は、下野田の田で、5 年の賃貸借権を更新して、枝豆、菜花を作るというものです。賃料は、10 a あたり米 120 kg を物納するというものです。 97 号です。借人は、58 歳。申請地は、下野田の田で、5 年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、3 筆で米 60 kg を物納するというものです。 98 号です。借人は、76 歳。申請地は、稻生の田で、5 年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり米 30 kg を物納するというものです。 99 号です。借人は、46 歳。申請地は、大堀の田で、5 年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を現金で支払うというものです。以上ご審議お願いします。

会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について、農地法第33条第1項に該当する農地について、農地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、公益財団法人高知県農業公社に対し要請してよいか審議を願います。令和5年9月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第5号です。法改正により、これまでの公社が行う集積計画や配分計画は、利用促進計画に改まりましたが、今回の議案は、公社が借り手に貸し付ける行為、再配分をすることを、利用促進計画として農業委員会から公社へ要請するというものになります。議案書23ページ、5号と6号になりますが、借人が同じため、まとめて説明します。借人は農地所有適格法人です。申請地は、立田の田計3筆で、期間は令和12年12月4日までの使用貸借権を設定して、水稻を作るといふものです。以上ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了しました。議案外についてはお目通しください。 (午後2時45分終了)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

第 5 年 11 月 6 日

会 長

濱田 好典
東政 隆一

議事録署名委員

議事録署名委員

武市 忠雄